



令和3年度分個人市民税・県民税の 申告期限の延長について

現在、個人市民税・県民税の申告会場を開設し、申告書の受付を行っています。

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）等の申告・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長します。

これを受け、本市においても、感染拡大防止策として申告会場の混雑を緩和するため、令和3年度分個人市民税・県民税の申告期限を次のとおり延長します。

1 申告期限

本来の申告期限	延長後の申告期限
令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）

2 延長期間の申告受付

本庁3階 市民税課で実施

3 市民への周知

ホームページ及び市政だよりへの掲載並びに本庁及び各市民センターでの掲示によりお知らせします。また、申告書は、できる限り郵送で提出していただくよう呼び掛けていきます。